

排水設備に関する留意事項について

- ① 生活用水が、「上水道のみ」・「上水道、井戸水併用」・「井戸水のみ」の何れかを徹底的に調査して、井戸水等の使用家庭については、設計見積り段階で町と協議して下さい。
- ② 工場・飲食店・理、美容店・給油所・医療施設等々で、法第12条の規定により除害施設を設ける工事内容については、設計見積り段階で必ず町と協議して下さい。
- ③ **屋外流し台**は、雨水が入らないようにして、汚水として污水管に接続して下さい。雨水が入る可能性がある場合は設計見積り段階で町と協議して下さい。
- ④ 雨水管を新設する場合、塩ビ柵の蓋は「**雨水**」の文字入り蓋を使用して下さい。
- ⑤ 汲み取り便所改造工事の助成金交付については、居住している住宅のみであって、会社及び他の法人等の所有物は対象外であるので、調査見積り又申請時に注意して下さい。
- ⑥ 工事資金融資斡旋を受ける工事については、施主に融資決定の確認をしてから工事着工するよう努めて下さい。
- ⑦ 工事依頼を受けた時に、供用開始区域内の可否を確認して下さい。
- ⑧ 『釜無川流域下水道関係市町村・屋外排水設備工事仕様書』に基づいた設計施工をして下さい。

以上、お手数をおかけしますが、ご協力の程よろしく申し上げます。

※ 排水設備工事に関しての不明な点はお問い合わせ下さい。

市川三郷町 生活環境課 下水道係 TEL：055-272-6092（内線247）